

令和5年村上市教育委員会3月定例会会議録

○ 日 時

令和5年3月20日（月）午前9時30分 開会

○ 場 所

朝日支所2階 第1会議室

○ 出席委員

遠 藤 友 春 教育長
横 山 吉 夫 委員（教育長職務代理者）
大 滝 豊 委員
板 垣 英 樹 委員
小 川 涼 子 委員

○ 欠席委員

なし

○ 出席した事務局職員

学校教育課長	渡 辺 律 子
学校教育課 管理主事	仙 田 満
〃 指導主事	鈴 木 健 史
〃 指導主事	倉 町 宏 治
〃 参事	今 井 雅 仁
〃 教育総務室長	中 山 晴 剛
生涯学習課 社会教育推進室長	太 田 秀 哉
〃 文化行政推進室長	吉 井 雅 勇
〃 教育情報センター長	加 藤 涉
村上教育事務所長	浅 野 宏
荒川教育事務所長	百 武 靖 之
神林教育事務所長	田 村 富 夫
朝日教育事務所長	本 間 憲 一
山北教育事務所長	本 間 宏

○ 欠席した事務局職員

生涯学習課長 平 山 祐 子

- 〃 スポーツ推進室長 倉松 淳 志
- 〃 スポーツ推進室主幹 菅原 和 英

○ 書 記

学校教育課 教育総務室長 中山 晴 剛

○ 会議に付した議件等

- ・会議録署名委員の指名について
- ・2月定例会及び2月臨時会会議録の確認について
- ・報第13号 一般報告事項について
- ・議第28号 村上市就学支援委員会規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第29号 史跡山元遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱を廃止する要綱制定について
- ・議第30号 史跡山元遺跡整備基本計画策定委員会設置要綱制定について
- ・議第31号 村上市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第32号 村上市教育委員会における村上市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則制定について
- ・議第33号 村上市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程制定について
- ・議第34号 県費負担教職員の人事異動内申について

遠藤教育長 午後2時00分開会宣言

遠藤教育長 ただいまより令和5年3月定例会を開会します。

遠藤教育長 それではこれより、令和4年度3月定例教育委員会を開会します。初めに私のほうから一言ご挨拶させていただきます。

本日は、明後日最終日を迎える令和5年市議会第1回定例会での、教育委員会関係の主な内容についてお話させていただきます。

まずもって、定例会初日の人事案件で、横山教育委員さんの再任の同意を全会一致で得ることができました。5月21日から新たに4年間の任期となりますが、ご挨拶は5月定例会の際にお願いいたします。

次に、お手元の資料にあります新年度当初予算に盛り込まれている主なものについてです。ご質問等がございましたら情報交換の場をお願いします。

1つ目は、学校DX（デジタルトランスフォーメーション）といえ

る校務支援システムの本格稼働に関わる予算です。これにより、教員の事務負担軽減や効率化を図り、児童生徒に対するきめ細やかな対応に更に力を注げるようになってくるものと期待しているところです。2つ目は、荒川中学校と朝日中学校のトイレ洋式化の改修工事に関わる予算です。学校の大規模改修事業には、トイレの洋式化・空調設備、電灯のLED化等があるのですが、市の方針として、まだ多くの学校で未整備のトイレの洋式化を優先し整備していくことにしました。3つ目は、学校給食費の食材費高騰分の助成と、多子世帯への給食費助成の継続です。保護者の負担額を増やすことなく、安全安心な給食を提供できるよう努めてまいります。

4つ目は、生涯学習の推進にあたり、学びを支える情報拠点として図書館ネットワークシステムの向上に努めてまいります。これにより、デジタル化に対応した利便性の高いサービスの提供と安定したシステムの稼働を目指してまいります。5つ目は、新規事業として、荒川総合体育館耐震・大規模改修工事の実施設計及び神林総合体育館の屋根改修工事と手摺りの改修工事予算の確保に努めました。これにより地域の核となる総合体育館の安全性と機能充実に努めてまいります。6つ目は、荒川多目的グラウンドの人工芝化改修工事基本設計業務に関わる予算です。人工芝化は長年の要望に上がっていたのですが、市民の健康づくりからサッカーやゲートボール等の競技スポーツ、各種イベントの開催で利用しやすい環境の整備に努めたいと考えております。これらを含む当初予算は、定例会最終日に承認いただけるものと思っております。

最後に、一般質問では、高田議員さんから「中学生の望ましいスポーツ環境の整備について」質問がありました。いわゆる「中学校部活動の地域移行」に関する内容でしたが、50分間にわたり地域移行に向け抱える多くの課題に関して質疑応答をさせていただきました。今後も円滑な実施に向け、生徒や保護者、学校、関係団体の方々に丁寧な説明を重ね、ご理解ご協力を得ていく必要があります。試行的な実施から、浮かび上がる一つ一つの課題に対応しながら、完全実施に向け取り組んでまいります。

以上、市議会に関するお話をさせていただきましたが、委員の皆様には、本日の定例会に加え、卒業式、入学式、辞令交付式にご臨席いただくこととなります。お忙しい年度末・年度始めとなりますが、宜しく願いいたします。

・会議録署名委員の指名について

遠藤教育長 それでは、会議録署名委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

遠藤教育長 会議録署名委員は、大滝委員と小川委員をお願いします。

・2月定例会会議録の確認について

遠藤教育長 2月定例会会議録について確認します。各委員には自分の発言が漏れていないか、表現が違わないか確認していただきます。

遠藤教育長 2月定例会会議録について何かございますか。
(質問等なし)
2月定例会会議録は確認されました。

・2月定例会臨時会会議録の確認について

遠藤教育長 2月定例会臨時会会議録について確認します。各委員には自分の発言が漏れていないか、表現が違わないか確認していただきます。

遠藤教育長 2月定例会臨時会会議録について何かございますか。
(質問等なし)
2月定例会臨時会会議録は確認されました。

・報第13号 一般報告事項について

遠藤教育長 報第13号について上程します。
最初に私から、一般報告事項を報告させていただきます。
2月17日、教育委員会定例会、臨時会、協議会が開催されました。3月6日、中学校卒業式。村上第一中学校、出席しました。8日、指導主事会議。企業版ふるさと納税寄附金贈呈式、出席しました。9日、第7回望ましい教育環境整備検討委員会、開催されました。午後から市校長会、開催されました。10日、臨時市校長会。人事異動に関する会でした。13日、奨学生選考委員会が開催されました。15日、村上市スポーツ推進審議会、開催されました。19日、村上地区スポーツ少年

団表彰式、出席しました。

本日 20 日、教育委員会定例会が開催されております。以上、報告させていただきます。

遠藤教育長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 学校教育課の一般報告事項等について報告する。

社会教育推進室長 社会教育推進室の一般報告事項等について報告する。

社会教育推進室長 スポーツ推進室の一般報告事項等について報告する。

文化行政推進室長 文化行政推進室の一般報告事項等について報告する。

教育情報センター長 教育情報センターの一般報告事項等について報告する。

遠藤教育長 それでは学校教育課、生涯学習課の報告事項について質疑等がありましたらお願いします。

大滝委員 4 ページの寄附の申込みについて。上から 2 つ目の寄附申込者が「板垣晴一」となっていますが、「稲垣晴一」の間違いではないか。

文化行政推進室長 大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

遠藤教育長 ほか、何かご意見ありますでしょうか。

板垣委員 笹川流れマラソン、参加予定人数等お聞かせ下さい。

山北教育事務所長 参加予定者ですが、全部で 974 名となっております。10 キロが 456 名。ハーフが 518 名となっております。以上です。

遠藤教育長 ほか、何かご意見ありますでしょうか。
(意見無し)

遠藤教育長 それでは一般報告事項は了承されました。

・議第 28 号 村上市就学支援委員会規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長

次に、議第 28 号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長

村上市就学支援委員会規則を改正する規則制定についてです。各学校における児童生徒の実態把握をより深めるために、委員の数を増やす。また、より柔軟に対応できるように規則を改めるものであります。

名称を就学支援委員会から、教育支援委員会へ改めることについて。文部科学省が平成 24 年に特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告の中で、これまでの就学支援委員会という名称につきましては、一貫した支援についても助言を行うという観点から、教育支援委員会にすることが適当であるという意見が出されており、今回それを採用し、教育支援委員会と名称を改めさせていただきました。委員会報告の中におきまして、就学先の決定等につきましては、最終的には市町村の教育委員会が決定する事が適当であるとなっておりますので、(設置)の第 1 条で「支援する」となっていたものを「図るため」とし、第 2 条(3)「児童生徒の特別支援学級、特別支援学校への適正な就学に関する事。」新たに設けることにした。第 3 条で、委員の構成を 20 名から、30 名に増やしました。学校からの参加を多くし、それぞれの実態を把握する。委員の構成としましては、医師、関係機関、学校関係となっておりますが、その他必要な方を設けられるように追加しております。第 2 条のところで、これまでは教育委員会の諮問に応じて教育委員会が開催されるようになっておりましたが、年度途中で判断をしなければならない等が出てきており、諮問をしてからという事では、判断が遅れる事があり、他市の例を参考にし、教育委員会に諮問をした後、教育長が委員長として直しました。第 6 条の委員長の修正を行いました。第 7 条では、様々な調査研究がより具体的に進むように、教育委員会で必要により専門委員会を開催する事といたしました。第 8 条においては、神林地区の中学校が 2 校ありましたので、支所の所管区域を単位とした就学区域としていたところを、通学区域に修正しました。改めて児童生徒の教育支援について検討するというような文言を追加。説明は以上です。

遠藤教育長

何かお気づきの点はございませんか。

横山委員

2 点お願いします。1 点目、今ほどの対照表について、差し替えがあったのですが、今日差替えた分についてどの部分が変わったのでしょ

うか。

学校教育課長補佐 第3条の2項、「委員は、_____次に掲げる者のうち」の部分「教育長及び」という文言を入れさせていただきました。第6条の（会議）文中の「ただし、委嘱後初の委員会の会議は、教育長が招集する。」という文言を削除させていただきました。以上の変更点です。

横山委員 ありがとうございます。2点目ですが、先程の課長の説明の中に一貫した支援を行うために文言を就学支援から教育支援に変えるというお話があったのですが、いわゆる今までの就学支援委員会で、就学时、学校にあがる時に定期的に関いて会議を行ってきたが、教育支援に変えた具体的な意味とは。委員会の機能が広がったと考えればよろしいか。

学校教育課長 文科省の方で示しているのは、そういう事になります。現状としては、入学時の就学をどうするかというのが、主な仕組みになる。ただ先ほども申しました通り、年度途中で様々な状況が出てきて、判断しなければならない事もあり、そういった点も含めそれぞれの状況に対応できる形、文科省の意見もあり、今後柔軟に対応できるように変更させていただきました。

横山委員 そうしますと、今までは就学の時に開いて協議をしてきたが、今度は1年を通して個別の支援も含め、ここで協議するという形、柔軟にそれが出来る形になったと捉えてよろしいでしょうか。

学校教育課長 はい。というものに、今後体制を取っていく。

横山委員 はい、ありがとうございます。

遠藤教育長 ほか、何かご意見ありますでしょうか。

遠藤教育長 それでは、議第28号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。議第28号は承認されました。

・議第29号 史跡山元遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱を廃止する要綱制定に

ついて

遠藤教育長 次に、議第 29 号について上程します。説明をお願いします。

文化行政推進室長 史跡山元遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱を廃止する要綱制定について。この要綱は史跡山元遺跡保存活用計画策定を目的とした委員会設置について定めたものでありますが、この度、保存活用計画が策定されたことにより、当該要項を廃止するものであります。なお、保存活用計画書は業者発注しておりまして、本日 20 日に納品予定です。皆様のお手元に概要版と計画見本を配布しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。2 年前に村上城跡保存活用計画を策定し、それと同様のものです。保存活用計画というのは、国指定文化財および登録文化財を対象としており、所有者または管理団体が策定するもの。山元遺跡につきましては村上市が管理団体となっております。史跡の保存活用の考え方や、具体的な取り組み内容を位置付けた個々の文化財保存活用を進めていくための基本的な計画です。

遠藤教育長 何かお気づきの点はございませんか。
(質問等なし)

遠藤教育長 それでは、議第 29 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
ありがとうございました。議第 29 号は承認されました。

・議第 30 号 史跡山元遺跡整備基本計画策定委員会設置要綱制定について

遠藤教育長 次に、議第 30 号について上程します。説明をお願いします。

文化行政推進室長 史跡山元遺跡整備基本計画策定委員会設置要綱についてです。今ほど説明しました史跡山元遺跡保存活用計画が策定され、引き続き史跡の保存活用を図るための整備基本構想となる史跡山元遺跡整備基本計画の策定に向け、各分野の専門家などから指導と助言を受けるため、新たに整備基本計画策定委員会を設置するものです。なお、委員は設置要綱第 3 条にございます通り 5 人以内とし、学識経験者、地元関係者などから委嘱します。委員の任期につきましては、第 4 条にある通り委嘱の日から整備基本計画が策定した日までとしておりますが、現

大滝委員 ありがとうございます。

遠藤教育長 何かお気付きの点はございませんか。

横山委員 未来の学校創造室の中に、施設系の機能がそのまま入っていると捉えてよろしいですか。

学校教育課長 はい。

横山委員 今までのイメージだと、学校施設係の方はそれ専門に学校を飛び回っていたが、新しい体制だといろんな仕事を兼務する形になっていくのか。機能的には学校施設の方が動けるのか、資料を見ただけでは分からない。具体的には室の下に係があると思うが、具体的な係というのはどう位置付けされるのでしょうか。

学校教育課長 特にこの中において、係という体制にはならないが、専門でそれをする方という形の概ね今の体制の中でそれぞれお互いに十分な議論をした中で、教育環境というものについて取り組める体制となった訳ですが、概ねは今までのそれぞれの分担が大きく変わるという事ではないと考えております。

横山委員 例えば、緊急事態が生じて学校に飛んで行って現場を確認するといった事をされてきたが、新体制になったことにより動きにくくなるような事はならないという事でしょうか。

学校教育課長 はい。そういう形にはならないと思っておりますし、逆に室の中に大勢いるので、緊急対応が複数発生した場合には、他の方が対応できるというメリットもあると考えています。

横山委員 動きが鈍らないようお願いしたいと思います。

大滝委員 文化行政推進室の中に「国指定・県指定（文化財）に関すること」というのがありますが、今、村上の祭屋台行事が国指定になりまして、屋台の修理の事案がかなり増えています。文化庁とのやり取りもありますし、今年度文化庁と補助金申請のやり取りをした中で、ちょっとした行き違いがあり、大変だったという事も聞いております。祭保存会の事務局をなさっていた桑原さんが退職され、補助金関係の方が、

文化行政推進室の竹内さんに引き継がれると聞いてはいるが、体制に不安なところがある。その点については大丈夫でしょうか。こういうのがきちっとされないと屋台修理というのは各町内をめぐって、ものすごく忙しくなるような気がする。体制としては大丈夫でしょうか。

遠藤教育長 今回、学校教育課部分の二室体制について今協議していたので。

大滝委員 申し訳ありません。

文化行政推進室長 今のご意見ですが、今までも補助金事務については、文化行政推進室で行っておりました。保存会の中で取りまとめは、桑原さんでしたが、わたくしとしましては保存会の中での話だと認識しております。ただ先日、保存会の方から市長に要望がありましたので、これから滞りなく行えるようにしていきたいと思っております。

遠藤教育長 要望を受け取り、対応策を検討しているところ。後日また返答させていただきます。

大滝委員 分かりました。

板垣委員 25 ページ、対照表の(16)アンダーラインで児童生徒と記載がありますが、旧の何の変更点があったのでしょうか。

学校教育課長 就学援助の部分、旧の(24)「就学困難な」です。今回、「就学困難な」を取ったことになります。

板垣委員 分かりました。

遠藤教育長 それでは、議第 31 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 31 号は承認されました。

・(追加議案) 議第 32 号 村上市教育委員会における村上市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則制定について

遠藤教育長 次に、議第 32 号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長

村上市教育委員会における村上市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則制定について。国の方で、個人情報保護情報の見直しが行われ、改正後の個人情報保護が令和5年4月に施行されます。それに合わせ、市の方では村上市個人情報保護条例を12月議会で制定しており、本年4月1日に施行されることとなります。変更箇所については、地方公共団体ごとに条例で定められていた個人情報等の取扱いについて、改正後は国の個人情報を委員会が一体的に監視するという体制になるので、それに合わせ村上市としての施行条例が制定されています。その施行条例の中におきまして、お手元に新しい施行条例が配布されているかと思いますが、その中においては教育委員会についても適用される要綱となっておりますので、教育委員会のこれまでの個人情報保護条例については廃止するものになります。

遠藤教育長

国の改正に合わせ、市全体の中で教育委員会も含め、施行規則を廃止するものです。

遠藤教育長

何かお気づきの点はございませんか。
(質問等なし)

遠藤教育長

それでは、議第32号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第32号は承認されました。

・議第33号 村上市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程制定について

遠藤教育長

次に、議第33号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長

村上市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程制定について。今ほど個人情報についてご説明しましたが、その中において国の方で市町村が取扱う個人情報について、保有個人情報という表現に改まったことから、個人情報の部分を保有個人情報と変更するものです。新旧対照表22番、7ページです。個人情報の開示等の可否の決定が、保有個人情報と改めるものです。

遠藤教育長

何かお気づきの点はございませんか。

(質問等なし)

遠藤教育長 それでは、議第 33 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 33 号は承認されました。

・議題 34 号 県費負担教職員の人事異動内申について

遠藤教育長 議題 34 号は人事に関する議題でありますので、秘密会として審議したいと思います。

なお、説明等のため、学校教育課長と管理主事に同席をお願いします。秘密会を開くことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

【秘密会…村上市教育委員会会議規則第 28 条第 2 項の規定に基づき審議内容は記載しない】

遠藤教育長 全員挙手により可決された旨を宣言し、秘密会を閉じる。

遠藤教育長 予定された議案について全て審議終了しましたが、その他ありますでしょうか。

遠藤教育長 次回定例会の予定をお願いします。

学校教育課長 4 月の定例会ですが、4 月 25 日火曜日午前 9 時 30 分から定例会を村上市朝日支所 2 階の第 1 会議室にてお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

遠藤教育長 各委員に確認し、全員了承する。

遠藤教育長 以上をもちまして、令和 5 年村上市教育委員会 3 月定例会を終了します。

午前 10 時 25 分閉会

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

教 育 長

会議録署名委員

会議録署名委員
